第 1796 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 5月 2日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 贈与税の改正

Q：平成１３年度の改正で贈与税の基礎控除額が引き上げられたと聞きましたが、いくらになったのでしょうか。

A：１１０万円に引き上げられました。

【解説】

平成１３年度の改正では、相続税率の引下げは見送られましたが、昭和５０年以来据え置かれてきた贈与税の基礎控除額が、６０万円から当分の間１１０万円に引き上げられることになりました。

贈与税の基礎控除額の引上げに伴い、住宅取得資金の贈与の特例の非課税限度額が、３００万円から５５０万円に引き上げられることになります。また、この住宅取得資金の贈与の特例については、適用期限が３年延長されるとともに、適用対象に一定の増改築や買換えが加えられることになりました。

一定の増改築とは、その増改築の工事費用が１千万円以上又はその増改築による床面積の増加が５０㎡以上であるものをいいます。

また、住宅取得資金を贈与により取得した日前５年以内に居住していたその者又はその者の配偶者の所有する住宅を、その贈与の日の属する年の翌年１２月３１日までに売却する場合等において、その者の住宅の取得又は新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与についても適用対象となりましたので、買換えのための資金贈与についても認められることになります。

これらは、平成１３年１月１日以後の贈与について適用されます。